

教育職員免許状の主な取得方法および適用条項

教育職員免許状を取得する際には、次のような方法があり、それぞれ教育職員免許法の適用条項が異なりますのでご注意ください。

1. 教育職員免許状授与願による免許状取得

適用条項	説明
第5条別表第1	大学等での単位修得により、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）の免許状を取得する場合
第5条別表第2 イ・ロ・ハ（※1）	大学等での単位修得または保健師免許等により、養護教諭の免許状を取得する場合
第5条別表第2の2	大学等での単位修得または管理栄養士等の免許等により、栄養教諭の免許状を取得する場合
第5条の2第3項 施行規則第7条第3項	大学等での単位修得により、特別支援学校教諭免許状の領域の追加を行う場合
附則第11項	教科に関する科目を利用し高校一種（工業）の免許状を取得する場合
第16条の2	教員資格認定試験（幼稚園教員資格認定試験など）に合格し、免許状を取得する場合

2. 教育職員検定願による免許状取得

適用条項	説明
第6条別表第3	教員としての 在職年数 を活用して、所持する免許状の 上位免許状 を取得する場合
第6条別表第4	中学校または高校教諭の免許状を所持する方が、所持する免許状と 同一校種 の 他教科 の免許状を取得する場合
第6条別表第5	<u>実習を担当する助教諭の臨時免許状取得後</u> 、 <u>実習を担当する教員</u> としての 在職年数 を活用して、実習教諭の免許状を取得する場合
第6条別表第6	養護教諭または養護助教諭としての 在職年数 を活用して、所持する養護教諭免許状の 上位免許状 を取得する場合
第6条別表第6の2	栄養教諭または養護助教諭としての 在職年数 を活用して、所持する栄養教諭免許状の 上位免許状 を取得する場合
第6条別表第7	教員としての 在職年数 を活用して、特別支援学校教諭免許状の取得を行う場合
施行規則第7条第5項	教員としての 在職年数 を活用して、特別支援学校教諭免許状の領域の追加を行う場合
第6条別表第8	教員としての 在職年数 を活用して、 隣接校種 の免許状を取得する場合
附則第9項	実習助手としての 在職年数 を活用して、高等学校実習教諭の免許状を取得する場合
附則第18項	学校栄養職員としての 在職年数 を活用して、栄養教諭免許状を取得する場合
附則第19項	保育士としての 在職年数 を活用して、幼稚園教諭の免許状を取得する場合

※1 養護教諭免許状の基礎資格及び適用条項について

	第5条別表第2イ	第5条別表第2ロ	第5条別表第2ハ
専修	修士の学位		
一種	学士の学位	保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により 保健師の免許 を受け、文部科学大臣の指定する 養護教諭養成機関 に半年以上在学	保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により 看護師の免許 を受け、文部科学大臣の指定する 養護教諭養成機関 に1年以上在学
二種	短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業	保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により 保健師の免許 を受けていること	保健師助産師看護師法第51条の規定に該当すること又は同条第3項の規定により免許を受けていること（ 保健婦免許 ）

専修免許の場合、適用条項は「第5条別表第2」のみで結構です。

特に、以下の免許状は適用条項と申請方法が紛らわしいので、ご注意ください。

免許状	取得の方法		申請	適用条項
幼稚園 教諭 免許状	A	教育資格認定試験（幼稚園教員資格認定試験など）に合格し、免許状を取得する場合	授与	第16条の2
	B	保育士としての在職年数を活用して、幼稚園教諭の免許状を取得する場合	検定	附則19項
養護 教諭 免許状	A	大学等での単位修得または保健師免許等により、養護教諭の免許状を取得する場合	授与	第5条別表第2イ・ロ・ハ
	B	養護教諭または養護助教諭としての在職年数を活用して、所持する養護教諭免許状の上位免許状を取得する場合	検定	第6条別表第6
栄養 教諭 免許状	A	大学等での単位修得または管理栄養士等の免許等により、栄養教諭の免許状を取得する場合	授与	第5条別表第2の2
	B	栄養教諭または栄養助教諭としての在職年数を活用して、所持する栄養教諭免許状の上位免許状を取得する場合	検定	第6条別表第6の2
	C	学校栄養職員としての在職年数を活用して、栄養教諭免許状を取得する場合	検定	附則第18項
実習 教諭 免許状	A	<u>実習を担当する助教諭の臨時免許状取得後、実習を担当する教員としての在職年数を活用して、実習教諭の免許状を取得する場合</u>	検定	第6条別表第5
	B	<u>実習助手としての在職年数を活用して、高等学校実習教諭の免許状を取得する場合</u>	検定	附則第9項
特別支 援学校 教諭 の 免許状 の 取得	A	大学等での単位修得により、特別支援学校教諭免許状の取得を行う場合 単位数 専修50・一種26・二種16	授与	第5条別表第1
	B	教員としての在職年数を活用して、特別支援学校教諭免許状の領域の追加を行う場合 単位数 専修15・一種6・二種6	検定	第6条別表第7
特別支 援学校 教諭 免許状 の 領域の 追加	A	大学等での単位修得により、特別支援学校教諭免許状の領域の追加を行う場合 ※様式第1号の「教育職員免許状授与願」と書かれている下に「領域の追加」と記入し申請してください	授与	施行規則第7条第3項
	B	教員としての在職年数を活用して、特別支援学校教諭免許状の領域の追加を行う場合 ※様式第4号の「教育職員免許状検定願」と書かれている下に「領域の追加」と記入し申請してください	検定	施行規則第7条第5項